

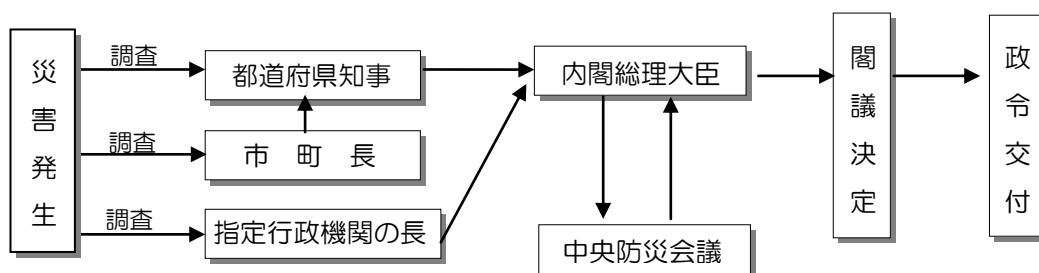
第4章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定

第1 県と市が連携して実施する対策

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と連携して災害の状況を速やかな調査により実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を行う。

1 激甚災害の指定手続き



第2 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業等

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業
- 2 公立学校施設災害復旧事業
- 3 公営住宅災害復旧事業
- 4 児童福祉施設災害復旧事業
- 5 老人福祉施設災害復旧事業
- 6 障害者支援施設等災害復旧事業
- 7 堆積土砂排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- 1 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

3 中小企業に関する特別の助成

- 1 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- 2 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
- 3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- 1 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- 2 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 3 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- 4 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- 5 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

5 激甚災害に関する調査

1 県

- (1) 県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
- (2) 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を行う。

2 市

- (1) 市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告するものとする。
- (2) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力を行う。

6 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定をうける必要があると認めたときは、県及び関係機関等と密接な連携のうえ、指定の促進を図るものとする。

7 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

8 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出を行う。

県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1 県と市が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応

被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備するとともに、県と連携して被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

2 被災者台帳整備に向けた検討

災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県の協力を得て整備促進を図る。

3 り災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定やり災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者にり災証明書を交付する。

また、大規模な被害が発生した場合、県に対して被害認定やり災証明書の発行事務等の支援を求める。

4 り災証明交付にかかる手続き等

り災証明書の交付は、被災者にとって、税の減免、公共料金の減免、見舞金・義援金の受給貸付金の申込み等、災害後の早期立ち直りや生活の安定化のためには極めて重要な行為となることから、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋等について、「亀山市り災証明書交付要綱(平成28年亀山市告示第41号)」に基づき、証明を行うものとする。

また、り災現況の確認にあたっては、調査員が確認できる程度の被害について、原則、申請者等の立会いのもとで、外観及び内部からの被害調査を行い証明するものとする。

なお、火災にかかり災証明については、消防長が証明を行うものとする。

1 り災証明の申請

(1) り災証明願

現に災害等により家屋に被害を受け、その家屋について「り災証明」の交付を受けようとする者は、「亀山市り災証明書交付要綱第5条」の規定に基づき、「り災証明願」(様式第1号)により、申請を行うものとする。

なお、り災証明の発行は、災害により被害を受けた家屋の所有者及び居住者等からの申請によるものとする。

(2) り災届出書

大規模な災害により、被害の規模が大きく、現地確認に時間を要することが予測される場合や発行されたり災証明に対して再調査の要望が多数にのぼると想定される場合など、り災物件が多数発生し、調査員が直ちに現場調査等による確認を行うことができないときは、とりあえず申請者本人の申告により「り災届出書」(様式第2号)の提出を求め、早期に調査体制を確立して、り災証明書発行のための体制づくりを行うものとする。

なお、申請は原則として、り災した日の翌日から起算して14日以内により災届出書により届出を行うものとする。

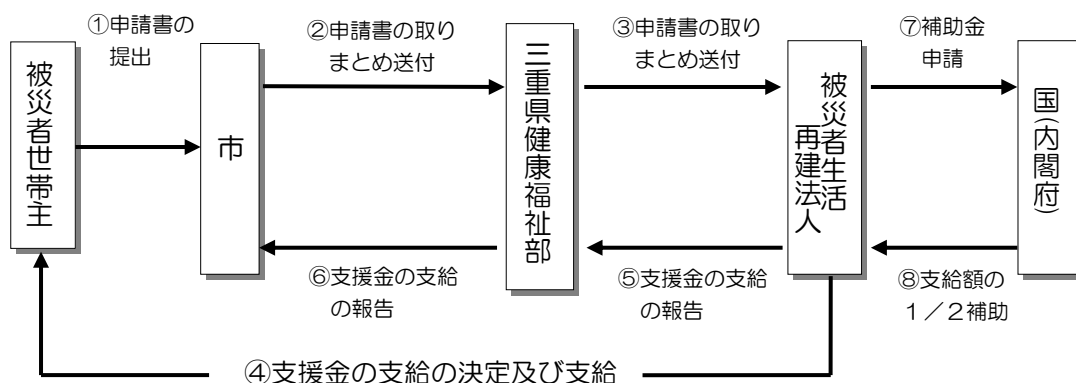
2 り災台帳の作成

- (1) 総務対策部は、被災状況を調査のうり災台帳を整理し、これにより、り災者について必要事項を登録する。
- (2) 総務対策部は、固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から全世帯のり災台帳を作成する。
- (3) 総務対策部は、「第3章第4節第4 住家等被害調査」に基づき、必要事項を登録する。

第2 被災者生活再建支援に向けた主な対策

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する制度であり、同法適用時は、市民への制度の周知を徹底するものとする。

1 支援金支給事務の基本的な流れ



2 生活資金等の貸付

1 災害援護資金

- (1) 実施主体：市
- (2) 対象災害：県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある災害
- (3) 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額：350万円

2 母子父子寡婦福祉資金

- (1) 実施主体：市
- (2) 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童(20歳未満の者)を扶養している者及び配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者
- (3) 貸付限度額：貸付金額の種類に応じて貸付
- (4) 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)
 - a 事業開始資金
 - b 住宅資金
 - c 生活資金
 - d 就職支度資金
 - e 修学資金
 - f 修業資金
 - g 医療介護資金
 - h 結婚資金

3 生活福祉資金

- (1) 実施主体：県社会福祉協議会
- (2) 受給者：低所得者世帯、障害者世帯及び高齢者世帯
- (3) 貸付限度額：貸付金額の種類に応じて貸付
- (4) 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援費
 - ・住宅入居費
 - ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・福祉費
 - ・緊急小口資金
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費
 - ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金
 - ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

3 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

1 対象となる自然災害

地震、津波等異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (2) 10世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

- (3) 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (4) 県内にa又はbの市町を含む場合であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- (5) (1)~(3)の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- (6) 県内に(1)若しくは(2)の市町を含む場合又はcに該当する都道府県が2つ以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。人口5万人未満の市町にあつては、2以上の世帯)の区域にかかる自然災害

2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位:万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建 築 ・ 購 入	100	200	300
	補 修	100	100	200
	賃貸(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建 築 ・ 購 入	50	200	250
	補 修	50	100	150
	賃貸(公営住宅以外)	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位:万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建 築 ・ 購 入	75	150	225
	補 修	75	75	150
	賃貸(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建 築 ・ 購 入	37.5	150	187.5
	補 修	37.5	75	112.5
	賃貸(公営住宅以外)	37.5	37.5	75

4 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携

1 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築も含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、市においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建等資金の調達方法等も含めた支援メニュー提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

2 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、県及び市は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

3 住宅金融支援機構との連携

市は、平常時から県及び独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

5 租税の徴収猶予及び減免等

1 県税の減免及び期限延長

(1) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

(2) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

2 市税の減免等の措置

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災者に対して「災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(災害減免法)」(昭和22年法律第175号)及び「亀山市税条例施行規則」第78条の定めるところにより、市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期の延長等の必要な措置を行う。

第3 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸付等

災害により被害を受けた市民に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)及び「亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例」(平成17年亀山市条例第85号)に基づいて災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付等を行う。

実施主体は市であるが、費用負担については、災害弔慰金及び災害障害見舞金に関しては、国2/4、県1/4、市1/4、災害援護資金に関しては、国2/3、県1/3となっている。

また、「亀山市罹災者見舞金等支給要綱」(平成17年亀山市告示第10号)に基づいて、弔慰金又は見舞金を支給する。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

第1 復興体制の構築

1 市震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害¹が発生した場合、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年6月21日法律第55号以下「復興法」という。)に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画(仮称)」の策定を始めとする総合的な復興対策を指揮する「市震災復興本部(仮称)」の設置及び設置のための規定や体制の整備に向けた検討を行う。

第2 復興計画の事前検討

1 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「市復興計画(仮称)」を策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

2 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努めるものとする。

なお、個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目は以下のとおり。

- (1) 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- (2) 災害廃棄物処理に関する計画(災害廃棄物処理実行計画)

¹ 特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいうものとする。